

設 計 書

担 当 課	東部清掃資源循環センター		
名 称	大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣及び不燃物 (ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託(令和6年度)		
開 始 日	令和 6年 4月 1日から	内 容	焼却残渣処理(焼却灰・ばいじん処理物)
終 了 日	令和 7年 3月 31日まで		不燃物処理(粗大不燃)
設 計 概 要	焼却残渣処理委託料		円
	不燃物処理委託料		円
	委 託 料 合 計		円
	千円未満切り上げ		円
	消 費 税 額		円
	設 計 金 額 合 計		円
	金 円		備 考
	金 円		備 考
枚 方 市			

費 目	内 容	単 位	数 量	金 額	摘 要
委託料	可燃物焼却予定量	t	67,440		① (365日-84日停止) × 240 t / 日
	焼却残渣率直近実績	%	8.993		②
	焼却残渣予定量	t	6,064		③ = ① × ② (小数点以下切捨て)
	【焼却残渣内訳】				
	・ 焼却灰 4 4 4 8 t				
	・ ばいじん処理物 (飛灰固化物) 1 5 1 6 t				
	・ ばいじん処理物 (洗煙脱水汚泥) 1 0 0 t				
	焼却残渣処理委託料単価	円/ t			④
	焼却残渣処理委託料 (搬出・搬送のみ)				⑤ = ③ × ④
	不燃物処理予定量	t	1,900		⑥
	処理後残渣率	%	100		⑦
	不燃物予定量	t	1,900		⑧ = ⑥ × ⑦
	不燃処理委託料単価	円/ t			⑨
	不燃残渣処理委託料 (搬出・搬送のみ)				⑩ = ⑧ × ⑨
	委 託 料 合 計				⑪ = ⑤ + ⑩

枚 方 市

設計金額	金 額 円		備考	委託料	
				消費税	
				合計	
枚 方 市					
費 目	内 容	単位	数量	金 額	摘 要
委託料	可燃物焼却予定量	t		35,000	
	令和4年度 実績残渣率	%		10.8	
	可燃残渣予定量 (4月～3月)	t		3,780	
	処分 t 単価委託料	円			
	消費税相当額	%		10	
	可燃物残渣 小計				①
	不燃物処理委託予定量	t		3,300	
	びん・缶処理委託後残渣率	%		2	
	不燃物残渣処分量 (端数処理)	t		70	
	処分 t 単価委託料	円			
	消費税相当額	%		10	
	不燃物残渣 小計				②
	合計	円			③ = ① + ②
枚 方 市					

大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣及び不燃物 (ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託仕様書(令和6年度)

本件仕様書は、東部清掃工場及び穂谷川清掃工場において、ごみ焼却等により発生する焼却主灰、ばいじん処理物(飛灰固化物)、ばいじん処理物(洗煙脱水汚泥)、不燃物(ビン・ガラス屑等)、ばいじん処理物(飛灰)等、不燃物(ビン・ガラス屑)を搬送用車両によって大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地へ搬送する業務の内容について定めるものである。

注) 大阪湾広域臨海環境整備センターは、以下「センター」という

1. 委託名称

大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣及び不燃物(ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託(令和6年度)

2. 委託場所

- | | |
|--------------------|---------|
| (A) 枚方市大字尊延寺2949番地 | 東部清掃工場 |
| (B) 枚方市田口5丁目1番1号 | 穂谷川清掃工場 |

3. 期間

- | | | | |
|--------|----------|----|-----------|
| ① 契約期間 | 契約締結日 | から | 令和7年3月31日 |
| ② 委託期間 | 令和6年4月1日 | から | 令和7年3月31日 |

4. 搬送先

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①堺市西区築港新町4丁4番 | 大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地 |
|---------------|--------------------|

5. 搬出・搬送物の種類及び年間予定量

(A) 東部清掃工場

焼却主灰	4,448トン
ばいじん処理物(飛灰固化物)	1,516トン
ばいじん処理物(洗煙脱水汚泥)	100トン
不燃物(ビン・ガラス屑等)	1,900トン

(B) 穂谷川清掃工場

焼却主灰	2,340トン
ばいじん処理物(飛灰)等	1,440トン
不燃物(ビン・ガラス屑)	70トン

注) 各搬出予定量は、ごみ処理計画や社会情勢等の要因により増減することがある。

6. 搬送経路

- (A) 東部清掃工場 → 国道307号 → 第2京阪道路側道 → 大阪中央環状線
→ 阪神高速大和川線 → 阪神高速湾岸線(出島出口) → 大阪臨海線 → センター堺基地

注) 有料道路の利用に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。

(B) 穂谷川清掃工場 → 国道1号 → 大阪中央環状線 → 阪神高速大和川線
→ 阪神高速湾岸線(出島出口) → 大阪臨海線 → センター堺基地

注) 有料道路の利用に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。

7. 支払方法

- ① (A)、(B)のセンター堺基地搬送分は、毎月末のセンター受入重量による出来高払いとする。
(令和6年度からトン未満の小数第二位を切捨て、0.1トン(100kg)単位で算定※最低1トン)
- ② センター堺基地搬送分で、万が一、センター受入基準不適合による持帰りが発生した場合は、センター発行の計量伝票もしくは、前述4.の各搬出・搬送元でのトラックスケール発行の計量伝票による出来高払いとする。(10.②協議完了後)

8. 運搬車両

- ① 搬送用車両は、大型ダンプ車とし最大積載量約8トン以上11トン未満であること。
- ② 搬送用車両の台数は、東部清掃工場から排出される焼却主灰、ばいじん処理物(飛灰固化物)、ばいじん処理物(洗煙脱水汚泥)及び不燃物(ビン・ガラス屑等)並びに、穂谷川清掃工場から排出される焼却主灰、ばいじん処理物(飛灰)等及び不燃物(ビン・ガラス屑)(以下「焼却物等」という。)の搬送車両及び予備車両(故障時、点検時、車検時、他非常時等に使用する車両)を合わせて最低5台確保すること。(注意:両清掃工場内を通行する車高の高さは3400mm以内とする。)
- ③ 本契約締結後、速やかに搬送に使用する運搬車両に係る情報をセンターへ登録するとともに本市がセンターと契約するのに必要な関係資料を提出すること。また、登録車両の車両重量は、事前にセンター指定の基地で空車重量を計量し、発行された「空車重量計量票」に基づいて、重量登録を行うものとする。
- ④ 搬送用車両は、上記焼却物等の搬送車両としてセンターへ登録するため、産業廃棄物運搬車両として許可権者に届出している車両でないこと。
- ⑤ 搬送用車両は、積載物の落下及び飛散の防止のため、荷台は深ボディで、天蓋完全密閉型(コボレーン・シート不可)であること、走行時に開かない機能を有していること。
- ⑥ 搬送用車両は、ダンプできる車両(観音開き・片開きは共に不可)であること。
- ⑦ 搬送用車両は、汚水等が流出しない構造であること。
- ⑧ 搬送用車両は、排ガス規制を遵守し、可能な限り低公害車を使用すること。
- ⑨ 自動車NO_x・PM法による車種規制適合車等を使用すること。

9. 搬送日及び搬送回数について

- ① センターへの搬送日は、平日(月～金とし、センターの休業日は除く)及び協議により定めた日(センターの臨時受入日)とし、1台当り1日1回以上の搬送とする。ただし、担当職員が、焼却物等の搬出がないと判断した場合は、この限りでない。(令和3年度から令和5年度搬出・搬送実績表参照)

10. 運行について

- ① 搬送は、センターに登録した車両にて搬送を行うこと。

- ② 搬送物がセンターの受入基準等に適合せずに入庫できなかった場合は、搬送物を発注者の指示により東部清掃工場又は穂谷川清掃工場まで持ち帰ること。その搬送に関する諸費用の負担については発注者と受注者の両者による協議で定めるものとする。
- ③ センターからの依頼により、センター堺基地以外のセンター受入れ地へ搬送先を変更した時は、担当職員と協議の上、実施すること。その場合、その搬送に関する諸費用は受注者の負担にて対応すること。
- ④ 指定場所敷地内の通行については、安全運転に努めること。
- ⑤ 指定場所の敷地内、外を問わず運搬物が落下したときは、直ちに回収し、清掃すること。
- ⑥ センター堺基地に入庫する際は、センターの指定したステッカーを搬送用車両の車体に常時付けること。
- ⑦ 搬送用車両は、指定した搬送経路を通行すること。
- ⑧ 搬送用車両は、指定した搬送経路のうち近畿自動車道（大東鶴見 IC⇔松原 IC 間）及び第2京阪道路（枚方学研 IC⇔松原 IC 間）の通行を認めるが、通行に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。
- ⑨ 搬送用車両は、道路交通法その他法令を遵守すること。
- ⑩ 沿道住民の要望により、交通渋滞を避けるため、基地には午前9時以前に到着しないこと。
- ⑪ 搬送用車両の整備及び洗車を常に行うこと。

1 1. センターの基地での搬入について

- ① センター職員等の案内及び誘導等により計量すること。
- ② 「搬入車証」を必ず受付で提示すること。
- ③ センター職員等の案内及び誘導等により「車止め」に注意して、自ら投入すること。
- ④ その他詳細については、センターの規定「堺基地廃棄物搬入要領」等を遵守しておこなうこと。

1 2. その他

- ① センターへの登録車両についての変更は認めないが、走行不能など止むを得ない事情があると本市が認めるときは、その限りでない。その場合は、協議により変更車両を確認するため、自動車検査証の写し、センター発行の空車重量計量票、車両の写真（前面・側面・後面・平面）、変更届出書等を提出すること。
- ② 委託料の支払い額は、センターの受入伝票に記載された受入重量で算出する。（令和6年度からトン未満の小数第二位を切捨て、0.1トン（100kg）単位で算定※最低1トン）
- ③ 発注者が実施する「ダイオキシン類暴露防止対策教育」を受講すること。本講習は、国が定める「ダイオキシン類暴露防止対策特別教育」の受講には当たらない。
- ④ 焼却主灰、ばいじん処理物を積み込み、または、取り扱う者に対して、「労働安全衛生法」ならびに「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に規定している措置を講じること。
- ⑤ 業務に起因した汚れ等の除去以外は、工場内で搬送用車両の洗車は行わないこと。
- ⑥ 業務終了後の搬送用車両等の工場内駐車は認めない。但し、業務の必要性に応じて発注者が許可した場合はこの限りでない。
- ⑦ 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、運搬を第三者等に委託してはならない。
- ⑧ 業務委託の履行については、関係法令を順守し、円滑に遂行すること。
- ⑨ 受注者の過失等にて、工場内の施設及び設備等を破損等した場合は、速やかに担当職員に報告し、受注者の責任において原状回復すること。
- ⑩ 受注者は、毎月の業務終了後に搬送車両別の搬送量の報告書を提出すること。
- ⑪ 受注者は、計量カードの借用書類を提出すること。

- ⑫ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両者による協議で定めるものとする。

東部清掃工場 搬出・搬送要領

1. 焼却主灰、ばいじん処理物（飛灰固化物）、ばいじん処理物（洗煙脱水汚泥）

(1) 搬出場所

枚方市大字尊延寺2949番地 東部清掃工場 焼却施設

(2) 積込み・搬出について

積込み開始は午前6時からとし、各搬出用ホップ下に搬送用車両を停止させ、積込みを行い搬出すること。
なお、積込みについては、本市が別途業務委託するプラント運転業務受注者が本業務受注者の搬送用車両に積込みを行う。積込み時は必ず灰クレーン操作室において立会・確認を行うこと。

また、担当職員が積込み作業を依頼した場合は、これに協力し、灰クレーンの操作については、必ず有資格者で担当職員による操作研修を受けた者が行うこと。

① 基本、灰クレーンは自動運転とする、但し、積込み量設定等入力が必要となる。

焼却主灰の積込みは単体での積込みとする。ばいじん処理物については、飛灰固化物及び洗煙脱水汚泥の混載を基本とするが、洗煙脱水汚泥単体での積込みの場合もある。

② 運転の前後及び運転中に異常（故障等）を発見した場合は速やかに担当職員に申し出ること。

③ 積込み作業終了時には、バケット・シュート下搬送用車両停車場及びその周辺の清掃を行うこと。また車両は、搬出時にタイヤ洗浄装置によりタイヤ洗浄を行うこと。

(3) 計量について

① 入場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、空車重量を計量すること。

② 退場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、搬出重量を計量すること。

③ 計量の方法、取り扱いについては、担当職員と協議すること。

(4) その他

① 排出状況により、担当職員が搬出、搬送の変更を依頼するときはこれに協力すること。

② 搬出業務においては、プラント運転業務受注者と調整を行い協力し、各ピット内残量の適正管理に努めること。対象物についてセンターからの指導等があった場合は、発注者が講じる対応策に協力すること。

③ この搬出・搬送要領に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議して定めるものとする。

2. 不燃物（ビン・ガラス屑等）

（1）搬出場所

枚方市大字尊延寺2949番地 東部清掃工場 粗大ごみ処理施設

（2）積み込み・搬出について

- ① 粗大不燃物は、不燃物処理ヤード前に搬送用車両を停止し、不燃物処理ヤードより搬出すること。尚、積み込みについてはプラント運転業務受注者が本業務受注者の搬送用車両に機材（ホイールローダ）により積み込みを行う。
- ② 積み込み時は必ず積み込み現場において立会確認を行うこと。
- ③ 不燃物（ビン・ガラス屑等）は単体で積み込むこと。

（3）計量について

- ① 入場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、空車重量を計量すること。
- ② 退場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、搬出重量を計量すること。
- ③ 計量の方法、取り扱いについては、担当職員と協議すること。

（4）その他

- ① 不燃物（ビン・ガラス屑等）は、滞貨させることなく、一定の間隔にて搬出をすること。
- ② 排出状況により、担当職員が搬出、搬送の変更を依頼するときはこれに協力すること。
- ③ 搬出業務においては、プラント運転業務受注者と調整、協力し、不燃物処理ヤード残量の適正管理に努めること。
- ④ この搬出・搬送要領に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議して定めるものとする。

穂谷川清掃工場 搬出・搬送要領

1. 焼却主灰及びばいじん処理物（飛灰）等

(1) 搬出場所

枚方市田口5丁目1番1号 穂谷川清掃工場 第3プラント

(2) 積み込み・搬出について

- ① 焼却主灰及びばいじん処理物（飛灰）等（以下「対象物」という。）は、それぞれが別のピットに貯留されており、ピット上部に設置しているバケット付天井クレーンを運転操作し、必要に応じて対象物の攪拌作業等を行い、受注者の搬送用車両に積み込み混載することなく搬出すること。
なお、クレーンの運転操作については、必ず有資格者が行うこと。
- ② 焼却主灰を積み込んだ後は、沈砂槽（水切りゾーン）の灰を1日に2～3回程度灰ピットに移し、水切りの機能を確保すること。また、対象物のピットは、コンベア排出口の妨げにならないよう、底位での維持に努めること。
- ③ クレーン使用時は、別紙、点検記録表の項目に沿って点検を実施し、記録すること。
- ④ 1日の作業終了時には、クレーン操作室及びバケットの清掃を行い、バケット注油部とクレーンワイヤーにグリスアップすること。
- ⑤ 前項③・④の点検・メンテナンス作業に関しては点検記録表を提出し、週1回担当職員の検査を受けること。
- ⑥ クレーン運転中に故障等の異常が発生した場合は、速やかに職員に申し出ること。

(3) 計量について

- ① 対象物を積み込んだ後、本市清掃工場のトラックスケールで計量カードを使用して計量すること。
- ② 計量の取り扱いについては、担当職員と協議の上、使用すること。

(4) その他

- ① 担当職員が搬出・搬送の変更を依頼した時は、これに協力すること。
- ② 長期間の基地の閉鎖時（連休及び年末年始等）において、灰ピット内の対象物の移動及び積み替えの作業を行うことがある。その際の作業に係る諸費用は、受注者の負担にて対応すること。
- ③ 対象物についてセンターからの指導等があった場合は、発注者が講じる対応策に協力すること。
- ④ この搬出・搬送要領に定めのない事項、又はこの要領について疑義が生じた場合は、発注者と受注者による協議にて定めるものとする。

2. 不燃物（ビン・ガラス屑）

(1) 搬出場所

枚方市田口5丁目1番1号 穂谷川清掃工場 ビン・ガラス屑置場

(2) 積み込み・搬出について

- ① ビン・ガラス屑置場の不燃物（ビン・ガラス屑）は、当工場保有の積載機材（ホイールローダ）を使用し、受注者の搬送用車両に積み込み、搬出すること。また、積載機材の運転操作については、必ず有資格者が行うこと。契約時に運転者届及び資格証の写しを提出すること。使用する機材は、コマツ社製WAとする。
- ② 積載機材と搬送用車両の作業上の問題等でやむをえず当工場の積載機材以外の機材を使用する場合には、事前に市と協議し、許可を得ること。その場合は、機材の持ち込み及び管理については受注者が行うこと。
- ③ 不燃物を積み込んだ後は、ビン・ガラス屑置場の清掃を毎回行うこと。
- ④ 積載機材は使用前に必ず操作点検等を実施してから使用すること。

(3) 計量について

- ① 搬送用車両に不燃物（ビン・ガラス屑）を積み込んだ後、本市清掃工場のトラックスケールで計量カードを使用して計量すること。
- ② 計量の取り扱いについては、担当職員と協議の上、使用すること。

(4) その他

- ① 不燃物（ビン・ガラス屑）は、滞貨させることなく、搬出すること。
- ② この搬出・搬送要領に定めのない事項、又はこの要領について疑義が生じた場合は、発注者と受注者による協議にて定めるものとする。

R3～R5年度 搬送日数、回数及び重量の実績

東部資源循環センター

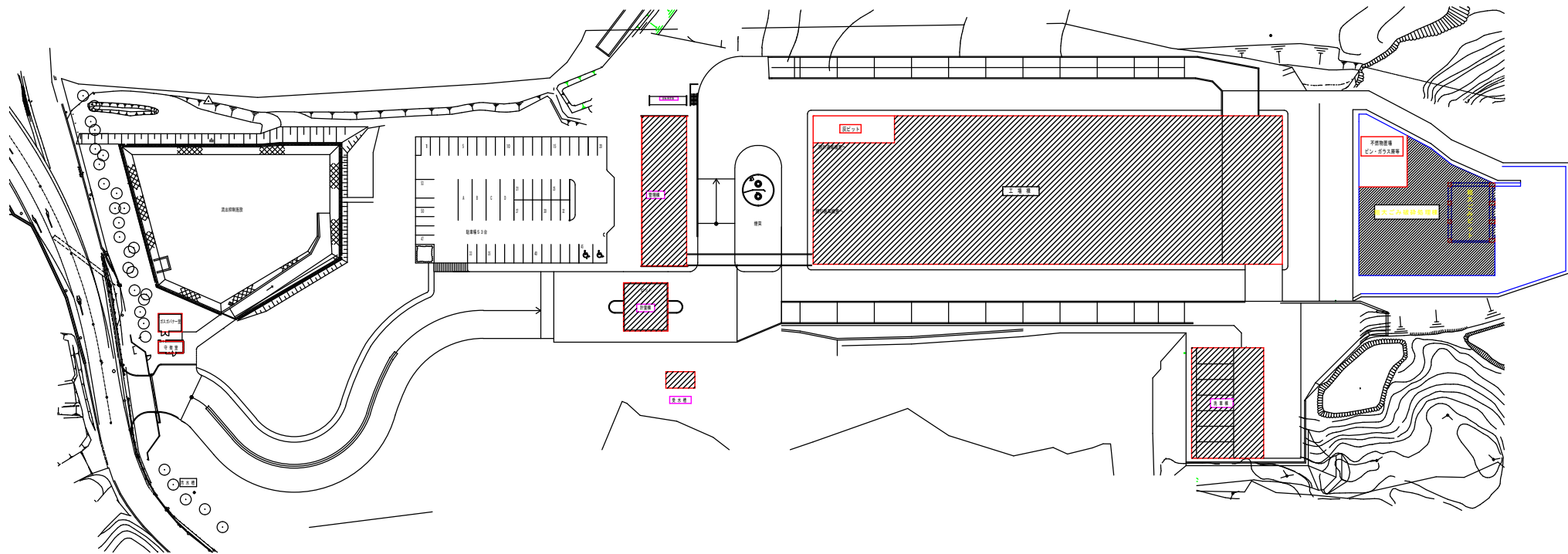
令和3年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
溶融処理物(スラグ) (東部～堺基地)	搬送日数	16	12	12	14	12	17	19	17	9	11	9	16	164
	搬送回数	43	29	28	28	20	36	50	44	17	18	23	30	366
ばいじん処理物 (洗煙脱水汚泥)	搬送日数	0	1	2	2	1	0	2	0	2	2	0	0	12
	搬送回数	0	1	2	2	1	0	2	0	2	2	0	0	12
焼却灰 (鉄分・大塊物)	搬送日数	12	9	8	5	6	11	9	10	9	4	6	12	101
	搬送回数	13	10	8	5	6	11	9	10	9	4	6	13	104
不燃粗大	搬送日数	14	11	15	11	11	12	16	14	17	14	6	14	155
	搬送回数	16	14	17	12	12	12	18	14	19	14	6	14	168
溶融処理物(スラグ) (穂谷川～堺基地)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	6	13	6	0	0	0	25
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	9	16	9	0	0	0	34
溶融処理物(スラグ) (穂谷川行き)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回数総合計														684

令和4年度 (4月～10月)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
溶融処理物(スラグ) (東部～堺基地)	搬送日数	17	15	18	11	7	12	11	16	14	7	8	0	136
	搬送回数	45	37	39	25	15	21	35	39	30	10	12	0	308
ばいじん処理物 (洗煙脱水汚泥)	搬送日数	1	1	2	2	0	1	1	1	0	2	2	10	23
	搬送回数	1	1	2	2	0	1	1	1	0	2	2	10	23
焼却灰 (鉄分・大塊物)	搬送日数	10	10	11	10	6	8	10	12	9	4	8	0	98
	搬送回数	11	10	12	10	6	8	10	12	9	4	8	0	100
不燃粗大	搬送日数	17	12	16	13	11	14	11	18	17	12	6	16	163
	搬送回数	17	12	16	13	11	14	11	19	19	12	6	16	166
溶融処理物(スラグ) (穂谷川～堺基地)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	24
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	7	0	36
溶融処理物(スラグ) (穂谷川行き)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却灰 (主灰・飛灰)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	22	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	43	46
回数総合計														679

令和5年度 (4月～10月)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
焼却灰	搬送日数	20	21	22	18	17	18	21						137
	搬送回数	52	59	41	30	29	32	50						293
ばいじん処理物 (飛灰固化物)	搬送日数	13	11	19	12	7	10	14						86
	搬送回数	13	11	16	13	8	10	14						85
ばいじん処理物 (洗煙脱水汚泥)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0						0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0						0
粗大不燃	搬送日数	12	14	13	13	11	13	15						91
	搬送回数	12	15	13	13	11	13	17						94
回数総合計														472

東部資源循環センター

年度	搬送物名称	年間予定量(t)	実績量(t)
R3年度	溶融処理物(スラグ)	4,780	3,302
	ばいじん処理物 (洗煙汚泥処理物)	200	108
	焼却灰 (鉄分・大塊物)	1,200	909
	不燃粗大	1,200	1,512
	溶融焼却灰(スラグ) (穂谷川からの処分)	150	310
	溶融処理物(スラグ) (穂谷川行き)	150	0
R4年度	溶融処理物(スラグ)	2,417	2,778
	ばいじん処理物 (洗煙汚泥処理物)	200	207
	焼却灰 (鉄分・大塊物)	1,200	900
	不燃粗大	1,900	1,494
	溶融焼却灰(スラグ) (穂谷川からの処分)	150	369
	溶融処理物(スラグ) (穂谷川行き)	150	0
	焼却灰 (主灰・飛灰)	2,078	414
R5年度 (実績4月～10月)	焼却灰	4,490	2,637
	ばいじん処理物 (飛灰固化物)	1,744	786
	ばいじん処理物 (洗煙汚泥処理物)	100	0
	不燃粗大	1,900	846

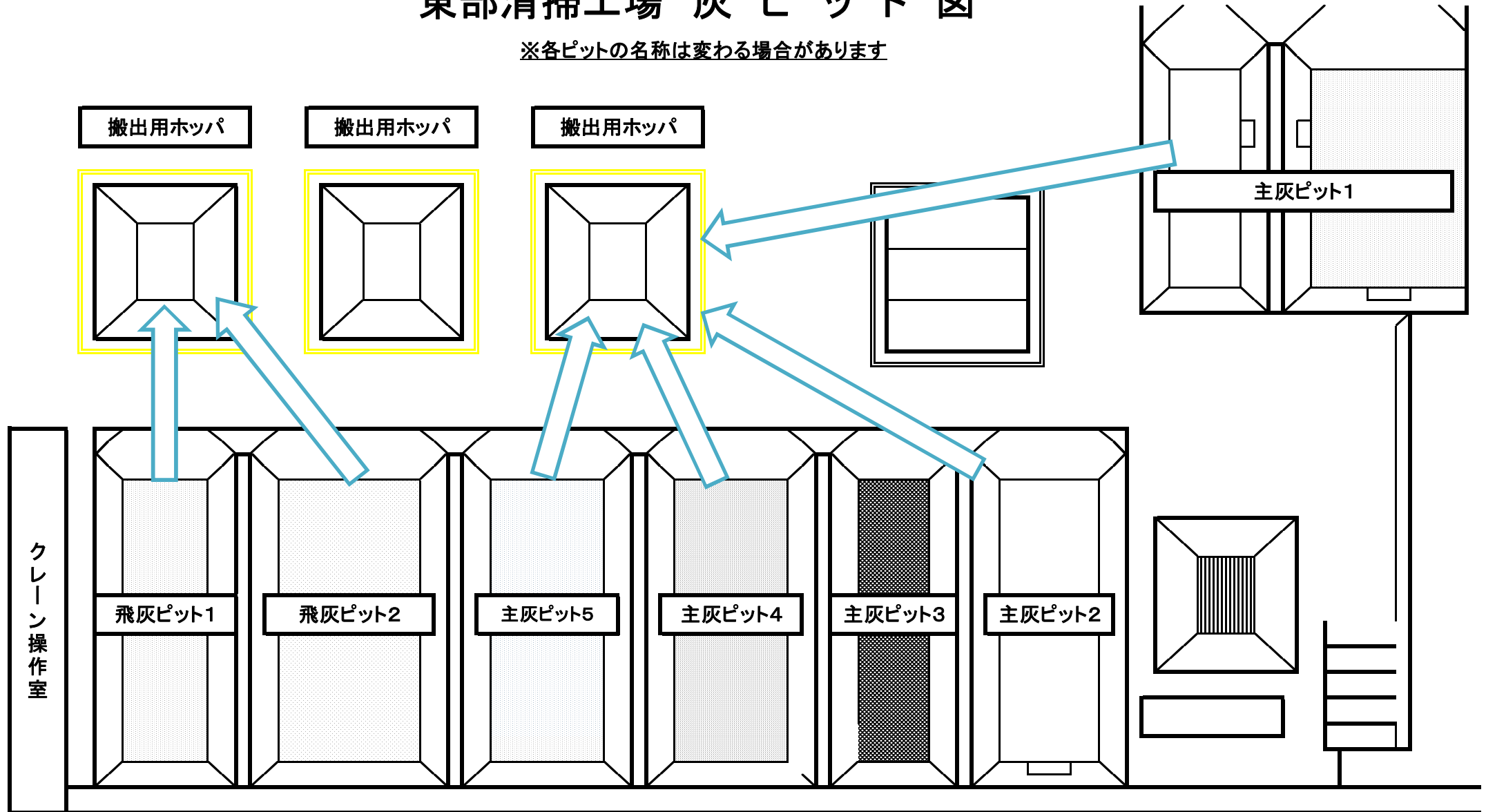


図面名称 大塚町広域廃棄物焼却処分場～可燃物焼却及び不燃物 (びん・ガラス製等)の焼却・搬送施設(暫定年度)	図面番号
図面内容 構内図	図面番号
縮尺 1/1000	年月日

委託名称:大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣及び不燃物(ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託(令和6年度)

東部清掃工場 灰ピット図

※各ピットの名称は変わる場合があります



令和6年度 作業時間目安及び必要資格

参考資料①

穂谷川資源循環センター

作業名称	積み込み作業時間	その他(作業場等)
焼却灰・ばいじん処理物積込 (攪拌作業含む)	約60分から90分	第3プラント 灰ピット周辺
沈砂槽の水切り積替	約20分	
積込後のバケット洗浄及び周辺清掃	約20分	第3プラント バケット置場周辺
クレーンメンテナンス(注油等)	約10分	
不燃物(ビン・ガラス屑)積込	約20分	ビン・ガラス屑置場
積込後の周辺清掃	約20分	
溶融焼却灰(スラグ)積込	約20分	ストックヤード
積込後の周辺清掃	約10分	
各積載物の計量	約10分	計量機

必要資格名称	使用機器等	その他(作業・場所等)
クレーン5t未満特別教育修了証	天井式クレーン2.2t	焼却灰・ばいじん積込、灰ピット
運転技能講習終了証 (車両系・整地運搬等)	ホイールローダ コマツ社製:WA-100	ビン・ガラス屑積込
		溶融焼却灰(スラグ)積込

令和3年度から令和5年度搬出・搬送実績表

参考資料②

穂谷川資源循環センター

令和3年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
焼却灰・ばいじん処理物	搬送日数	8	5	19	20	13	19	4	6	21	16	13	22	166
	搬送回数	14	5	41	49	28	51	7	10	55	57	35	51	403
溶融処理物(スラグ)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不燃物 (ビン・ガラス屑)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
														403

令和4年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
焼却灰・ばいじん処理物	搬送日数	5	7	17	10	13	22	5	4	21	19	18	21	162
	搬送回数	5	12	34	15	28	58	9	4	54	55	50	51	375
溶融処理物(スラグ)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不燃物 (ビン・ガラス屑)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
														375

令和5年度 (4月～10月)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
焼却灰・ばいじん処理物	搬送日数	3	4	19	7	20	20	7	0	0	0	0	0	80
	搬送回数	6	4	46	14	50	50	9	0	0	0	0	0	179
溶融処理物(スラグ)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不燃物 (ビン・ガラス屑)	搬送日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬送回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
														179

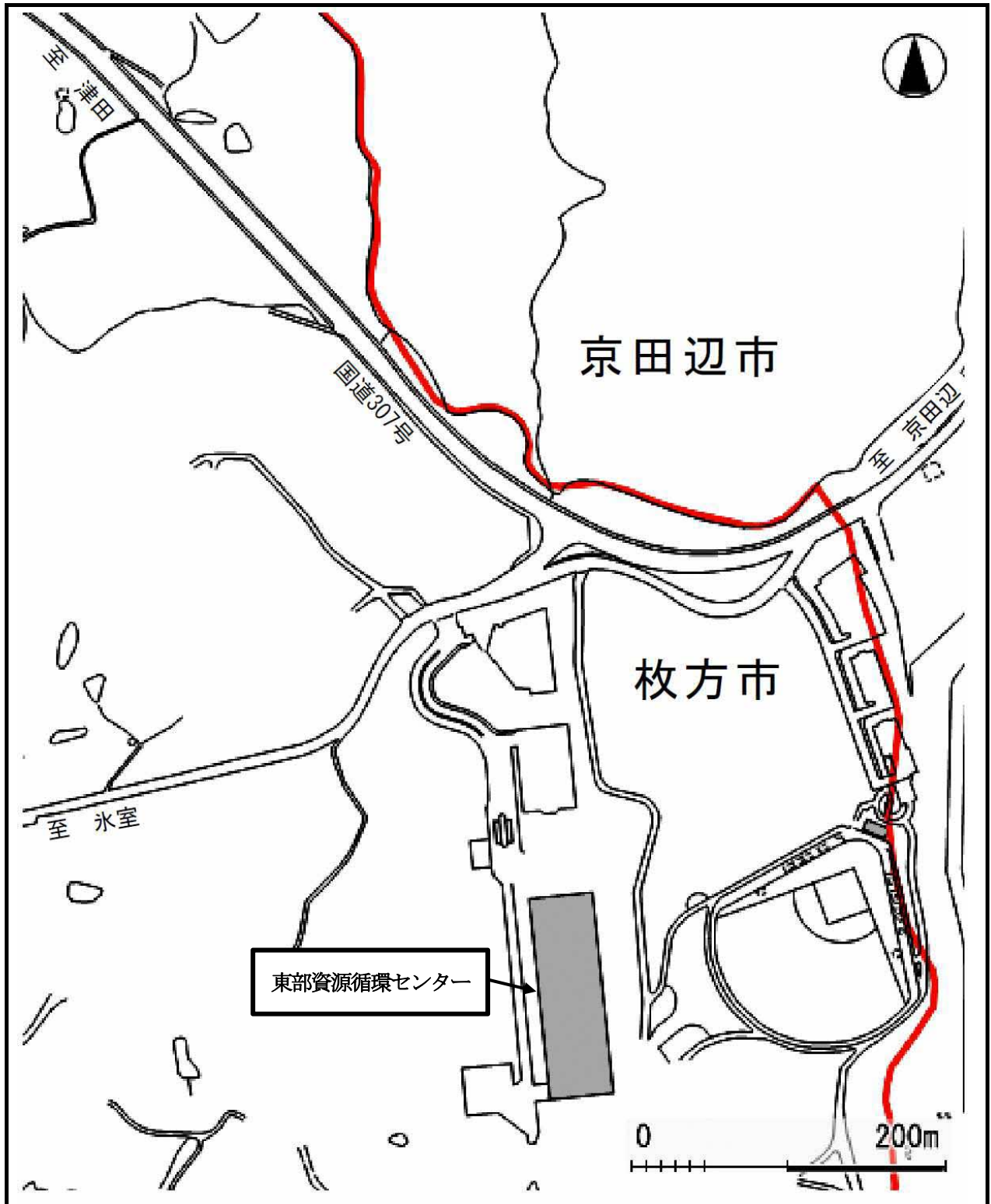
年度	搬送物名称	予定量(t)	実績量(t)
令和3年度	焼却灰・ばいじん処理物	3,960	3,633
	不燃物(ビン・ガラス屑)	130	0
令和4年度	焼却灰・ばいじん処理物	3,960	3,620
	不燃物(ビン・ガラス屑)	130	0
令和5年度 (4月～10月)	焼却灰・ばいじん処理物	3,850	1,617
	不燃物(ビン・ガラス屑)	70	0

業務実施場所位置図

委託件名 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣及び不燃物

(ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託(令和6年度)

所在地 枚方市大字尊延寺2949番地



委託場所位置図

委託名:大阪湾広域廃棄物埋立場等への焼却残渣及び
不燃物(ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託(令和6年度)

